

鳴門教育大学教師のためのA I・D S研究開発センター規則

令和 7 年 3 月 2 7 日

規則 第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成 1 6 年学則第 1 号）第 2 0 条の規定に基づき、鳴門教育大学教師のためのA I・D S研究開発センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、A I・D S（データサイエンス）の活用による研究開発力の高度化と社会共創による地域教育力の強化を図るため、これからの社会に求められる教職専門性発達に教師が主体的・継続的に取り組むことを支える「教師のためのA I・D S活用」の先導的研究開発を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) A I・D Sの効果的な活用に関する研究開発に関すること。
- (2) 教職員研修等のモデル開発及び応用研究に関すること。
- (3) 児童、生徒、学生、教師の自己肯定感、健康、適応の形成・維持に関わる教育支援プログラムの開発及び応用研究に関すること。
- (4) 産学官共創によるプログラムの社会実装・展開に関すること。
- (5) その他センター所長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 前条の業務を実施するため、センターにプロジェクト管理室を置く。また、必要に応じて研究開発分野を置くことができる。

2 前条に規定するプロジェクト管理室は、プロジェクトの企画立案・進捗管理及び研究戦略の推進に係る業務を担う。

3 研究開発分野に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

(職員)

第 5 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) プロジェクト管理室長
- (3) センター業務を遂行するために必要な教員及び研究員

(センター所長、プロジェクト管理室長)

第 6 条 センター所長は、副学長（研究・入試担当）をもって充て、センターの業務を掌理する。

2 プロジェクト管理室長は、特命補佐（A I・D S研究開発担当）をもって充て、管理室

の業務を掌理する。

(任期)

第7条 センター所長及びプロジェクト管理室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター所長及びプロジェクト管理室長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(シニア・フェロー)

第8条 センターに、シニア・フェローを置くことができる。

2 シニア・フェローは、AI・DSを活用したモデル開発に関する相談に応じ、助言等必要な支援を行う。

3 シニア・フェローは、学外の学識経験者をもって充てる。

4 シニア・フェローは、センター所長の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 シニア・フェローの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該任期は、任期の始期に属する年度の末日までとする。

(センター運営会議)

第9条 センターに、管理運営に関する重要事項を審議するため、センター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター所長

(2) プロジェクト管理室長

(3) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター運営会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 センター運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営方針に関すること。

(2) センターの年度業務実施計画に関すること。

(3) センターの人事、予算に関すること。

(4) その他センターの運営に必要な事項

(事務)

第10条 センターの業務に関する事務は、経営企画戦略課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において任命されたセンター所長の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 鳴門教育大学地域連携センター規則（平成17年規則第1号）

(2) 鳴門教育大学予防教育科学センター規則（平成20年規則第22号）